

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(最低制限価格を設ける案件)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける案件は、一般競争入札又は指名競争入札により締結する建設工事の請負契約で、<u>その設計金額が1,000万円を超える契約のうち、市長が必要と認めたものとする。</u></p> <p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、設定した最低制限価格が予定価格に<u>5分の4</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>5分の4</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>3分の2</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては<u>3分の2</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)直接工事費の額 <u>10分の8</u></p> <p>(2)共通仮設費の額 <u>10分の7</u></p> <p>(3)現場管理費の額 <u>10分の7</u></p> <p>(4)一般管理費等の額 <u>10分の3</u></p> <p>2 特別な工事については、前項の規定にかかわらず、予定価格の<u>5分の4</u>を乗じて得た額から<u>3分の2</u>を乗じて得た額までの範囲において最低制限価格を定めることができる。</p> <p>3及び4及び5 略</p> | <p>(最低制限価格を設ける案件)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける案件は、一般競争入札又は指名競争入札により締結する建設工事の請負契約で、市長が必要と認めたものとする。</p> <p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、設定した最低制限価格が予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)直接工事費の額 <u>10分の9.7</u></p> <p>(2)共通仮設費の額 <u>10分の9</u></p> <p>(3)現場管理費の額 <u>10分の9</u></p> <p>(4)一般管理費等の額 <u>10分の6.8</u></p> <p>2 特別な工事については、前項の規定にかかわらず、予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額から<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額までの範囲において最低制限価格を定めることができる。</p> <p>3及び4及び5 略</p> |

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。